



ゆめありくん

こんなときには、国民年金の届出を!

就職、退職、転職、結婚等により国民年金の加入種別が変更する場合、そのつど届出が必要となりますので、お忘れなく手続きをお願いします。

日本国内に住所がある、20歳以上60歳未満の方は国民年金に加入し保険料を納めます。ただし60歳未満の老齢（退職）年金受給者の方は任意加入になります。

- | | |
|----|--|
| 種別 | 第1号被保険者…自営業・自由業・農林漁業・学生・無職等で20歳以上60歳未満の方 |
| | 第2号被保険者…厚生年金や共済組合に加入している会社員や公務員などの方 |
| | 第3号被保険者…会社員や公務員に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の方 |

	こんなとき	種別	届出先
第1号被保険者	20歳になったとき (厚生年金・共済組合の加入者を除く)	第1号	市役所市民課 国民年金担当
	会社や役所に就職したとき	第1号⇒第2号	勤務する事業所
	配偶者の扶養になったとき(婚姻等) (配偶者が第2号被保険者の場合)	第1号⇒第3号	配偶者の勤務する事業所
	保険料を納めるのが困難なとき	第1号	市役所市民課 国民年金担当
	学生で保険料を納めるのが困難なとき	第1号	市役所市民課 国民年金担当
	60歳以上等任意加入するとき	第1号	市役所市民課 国民年金担当
	任意で付加保険料を納めたいとき	第1号	市役所市民課 国民年金担当
	氏名・住所が変わったとき	第1号	市役所市民課 国民年金担当
第2号被保険者	年金手帳をなくしたとき	第1号	市役所市民課 国民年金担当
	会社や役所などを退職したとき	第2号⇒第1号	市役所市民課 国民年金担当
	会社を退職し、配偶者の扶養になるとき (配偶者が第2号被保険者の場合)	第2号⇒第3号	配偶者の勤務する事業所
	氏名・住所が変わったとき	第2号	勤務する事業所
第3号被保険者	年金手帳をなくしたとき	第2号	勤務する事業所
	20歳になった時	第3号	配偶者の勤務する事業所
	配偶者が会社や役所などを退職したとき	第3号⇒第1号	市役所市民課 国民年金担当
	会社や役所に就職したとき	第3号⇒第2号	勤務する事業所
	第3号被保険者が配偶者の扶養からはずれたとき(離婚・収入増等)	第3号⇒第1号	市役所市民課 国民年金担当
	氏名・住所が変わったとき	第3号	配偶者の勤務する事業所
	年金手帳をなくしたとき	第3号	社会保険事務所

※手続きには、年金手帳のほかに添付書類が必要な場合があります。届出先にご確認ください。

新潟西社会保険事務所による 平成21年度定例社会保険事務相談所の開設日

会場・時間	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
佐渡中央会館 午後1時30分 ～4時30分		15	20	17	15	19	16	21	18	16	20	17	17
両津地区公民館 午前9時 ～11時30分		16	21	18	16	20	17	22	19	17	21	18	18

会場
 ・佐渡中央会館
 (佐和田行政サービスセンターとなり)
 河原田本町394 ☎57-2711
 ・両津地区公民館
 (両津文化会館となり)
 梅津2314-1 ☎27-4181

※毎月第3水曜日と翌日の木曜日に開設します

予約・お問い合わせ 新潟西社会保険事務所 庶務・年金給付課 ☎025-225-3008

電話で「佐渡中央会館(または両津地区公民館)での年金相談の予約をしたい」と申し込んでいただき、名前・基礎年金番号・電話番号・相談の内容をお伝えください。

★年金に関するお問い合わせ

- | | | |
|--|----------------------------|---|
| ○新潟西社会保険事務所
国民年金課 ☎025-225-3012
庶務・年金給付課 ☎025-225-3008 | ○ねんきんダイヤル
☎0570-05-1165 | ○市役所市民課 年金係
☎63-5112
または各支所(行政サービスセンター) |
|--|----------------------------|---|

